

# 東京都北区不燃化特区内における専門家派遣要綱

26北まま第2559号  
平成27年1月9日区長決裁  
改正 29北まま第3363号  
平成29年8月1日区長決裁  
改正 2北まま第1916号  
令和3年3月29日区長決裁  
改正 3北まま第1858号  
令和4年1月24日副区長決裁  
改正 4北まま第4273号  
令和5年3月10日副区長決裁

## (目的)

第1条 この要綱は、東京都不燃化推進特定整備地区制度要綱（平成25年3月29日決定24都市整防第598号。以下「都要綱」という。）に基づき、不燃化推進特定整備地区に指定された区域（以下「不燃化特区」という。）において、地域の防災性及び住環境の向上に資する建替え等を行おうとする者に対して、不燃化まちづくりに関する専門家（以下「専門家」という。）の派遣を行うにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都要綱、東京都防災密集地域総合整備事業制度要綱（平成18年3月31日決定17都市整防第809号）の例による。

## (派遣対象者)

第3条 専門家の派遣を受けることができるもの（以下「派遣対象者」という。）は、不燃化特区内（次の各号に掲げる区域を除く。）に、老朽建築物の所有権を有する個人、又はその建築物が存する土地の所有権を有する個人とする。

(1) 都要綱に定める特定整備路線の区域

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）の定めによる都市計画決定のなされた市街地開発事業の施行区域

2 前項の規定にかかわらず、区長は、地域の防災性及び住環境の向上のために、特に必要と認める者を派遣対象者とすることができる。

## (専門家の派遣)

第4条 区長は、派遣対象者が、不燃化に伴う権利者の移転や建替え等に関して必要な相談等を

受けるため、予算の範囲内において、建築士、弁護士等の専門家を派遣する。

(派遣の限度)

第5条 専門家の派遣は、1回につき2時間を限度とし、回数は同一派遣対象者につき、同一の年度において5回を限度とする。

2 前項の規定は、区長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 専門家の派遣は、1回の申請につき、一人の専門家に限るものとする。

(派遣申請)

第6条 専門家の派遣を希望する派遣対象者は、その都度、不燃化特区専門家派遣申請書（別記第1号様式）により、派遣を希望する日の30日前までに、区長に申請しなければならない。

(専門家の派遣決定及び通知)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、派遣を行うことを決定した場合は、不燃化特区専門家派遣決定通知書（別記第2号様式）により、派遣を行わないことを決定した場合は、不燃化特区専門家を派遣しない旨の通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(専門家の選任・業務依頼及び業務受諾)

第8条 区長は、前条により派遣を決定した場合は、業務内容に適合した専門家を選任し、不燃化特区専門家派遣業務依頼書（別記第4号様式）により業務を依頼するものとする。

2 前項により業務を依頼された専門家は、当該業務を受諾するにあたって、不燃化特区専門家派遣業務受諾書（別記第5号様式）を区長に提出するものとする。

(業務実績報告)

第9条 業務を受諾した専門家は、当該業務が終了した後、速やかに不燃化特区専門家派遣業務実績報告書（別記第6号様式）を区長に提出しなければならない。

(専門家の報償)

第10条 区長は、前条による不燃化特区専門家派遣業務実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を確認し、業務が適正に行われたと認められた場合は、専門家に対し、速やかに予算の範囲内において報償費を支払うものとする。

(秘密の保持)

第11条 専門家は、この派遣により知りえた個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき処理するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はまちづくり部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

付 則 (平成29年8月1日29北まま第3363号)

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

付 則 (令和3年3月29日2北まま第1916号)

この要綱は、令和3年3月29日から施行する。

付 則 (令和4年1月24日3北まま第1858号)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則 (令和5年3月10日4北まま第4273号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

# 東京都北区不燃化特区内における専門家派遣要綱

## 様式

別記第1号様式	(第6条関係)	不燃化特区専門家派遣申請書
別記第2号様式	(第7条関係)	不燃化特区専門家派遣決定通知書
別記第3号様式	(第7条関係)	不燃化特区専門家を派遣しない旨の通知書
別記第4号様式	(第8条関係)	不燃化特区専門家派遣業務依頼書
別記第5号様式	(第8条関係)	不燃化特区専門家派遣業務受諾書
別記第6号様式	(第9条関係)	不燃化特区専門家派遣業務実績報告書

不燃化特区専門家派遣申請書

東京都北区長 殿

住 所

氏 名

連絡先電話番号 ( )

東京都北区不燃化特区内における専門家派遣要綱第6条の規定に基づき、専門家の派遣を希望しますので、下記のとおり申請します。

記

1 派遣場所

2 派遣希望業種（一申請ごとに一業種に限る）

- 弁護士  税理士  一級建築士  技術士（建設部門）  
 再開発プランナー  不動産鑑定士  不動産コンサルタント  
 公認会計士  ファイナンシャルプランナー  土地区画整理士

3 相談内容

4 添付書類

必要書類

- 登記全部事項証明書（土地又は建物）  
（所有権及び建物の建築年次の確認できるもの）

その他

- 委任状（代理人が手続を行う場合又は共有の場合）  
 相談内容の確認できる書類

不燃化特区専門家派遣決定通知書

様

東京都北区長 ⑩

年 月 日付で申請のあった、東京都北区不燃化特区内における専門家派遣要綱第6条の規定に基づく専門家派遣申請について、下記のとおり専門家を派遣することを決定したので、通知します。

記

- 1 派遣する専門家  
資格・業種  
氏 名
- 2 派遣年月日
- 3 派遣場所
- 4 その他

(注意事項)

申請内容に変更が生じた場合や、やむを得ない事情により派遣の受け入れが困難となった場合には、直ちに北区にご連絡ください。

不燃化特区専門家を派遣しない旨の通知書

様

東京都北区長 ⑩

年 月 日付で申請のあった、東京都北区不燃化特区内における専門家派遣要綱第6条の規定に基づく専門家派遣申請について、下記の理由により専門家を派遣しないことを決定したので、通知します。

記

（派遣しない理由）

不燃化特区専門家派遣業務依頼書

様

東京都北区長 ㊟

年 月 日付 第 号で東京都北区不燃化特区内における専門家派遣要綱第7条の規定に基づく専門家派遣の承認がされた下記の派遣業務について、同要綱第8条1項の規定に基づき依頼します。

記

- 1 業務概要
- 2 派遣年月日
- 3 派遣場所
- 4 その他

（注意事項）

やむを得ない事情により業務が困難となった場合には、直ちに北区にご連絡ください。

第5号様式（第8条関係）

不燃化特区専門家派遣業務受諾書

東京都北区長 殿

年 月 日付 第 号で依頼のあった、東京都北区不燃化  
特区内における専門家派遣要綱第8条第1項の規定に基づく派遣業務依頼について、同条第  
2項の規定に基づき、当該業務を行うことを受諾します。

年 月 日

住 所

氏 名

不燃化特区専門家派遣業務実績報告書

東京都北区長 殿

住 所

氏 名

連絡先電話番号 ( )

年 月 日付 第 号で依頼のあった、東京都北区不燃化特区内における専門家派遣要綱第8条1項の規定に基づく業務が完了したため、同要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

派遣申請者	住 所	
	氏 名	
派遣場所	(住居表示 : )	
相談等概要		
備考		

